

平成 23 年 12 月 10 日

福島復興再生のための特別法案の柱立て

1. 法の趣旨・目的
2. 福島復興再生基本方針の策定
3. 避難解除区域の復興及び再生のための特別措置
4. 放射線に関する健康不安払拭、研究、情報発信等のための特別措置
5. 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置
6. 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進
7. 福島復興再生協議会